

獣医事をめぐる情勢

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課

令和6年2月

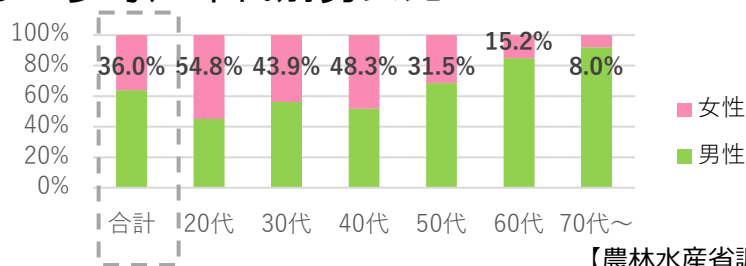
獣医師の活動分野

- ・ 獣医師の活動分野は広く、小動物診療分野（ペット）、産業動物分野（家畜）、人の公衆衛生分野と多岐にわたる。
- ・ 産業動物分野には①産業動物の診療獣医師と②農林水産分野の公務員獣医師が存在。

○ 分野別獣医師の数 (単位：人)

		令和4年	割合 (%)
活動獣医師	産業動物診療	4,460	11.0
	公 農林水産分野	3,311	8.2
	務 公衆衛生分野	5,378	13.3
	員 その他	456	1.1
	小動物診療	16,541	40.9
	その他の分野	5,955	14.7
	小 計	36,101	89.2
獣医事に従事しない者 (無職含む)		4,354	10.8
合 計		40,455	100

○ 参考) 年代別男女比



① 産業動物獣医師 (約2割)

1) 産業動物診療獣医師

家畜の診療に従事



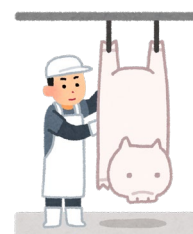
2) 農林水産分野公務員獣医師

公務員として家畜伝染病の予防やまん延防止に従事



② 公衆衛生分野公務員獣医師

公務員としてと畜場の食肉検査等に従事



③ その他分野の公務員獣医師

公務員として動物の愛護・管理等に従事

④ 小動物診療

犬、猫等のペットの診療に従事

参考) 愛玩動物看護師 17,289人 (R6.2.1時点)



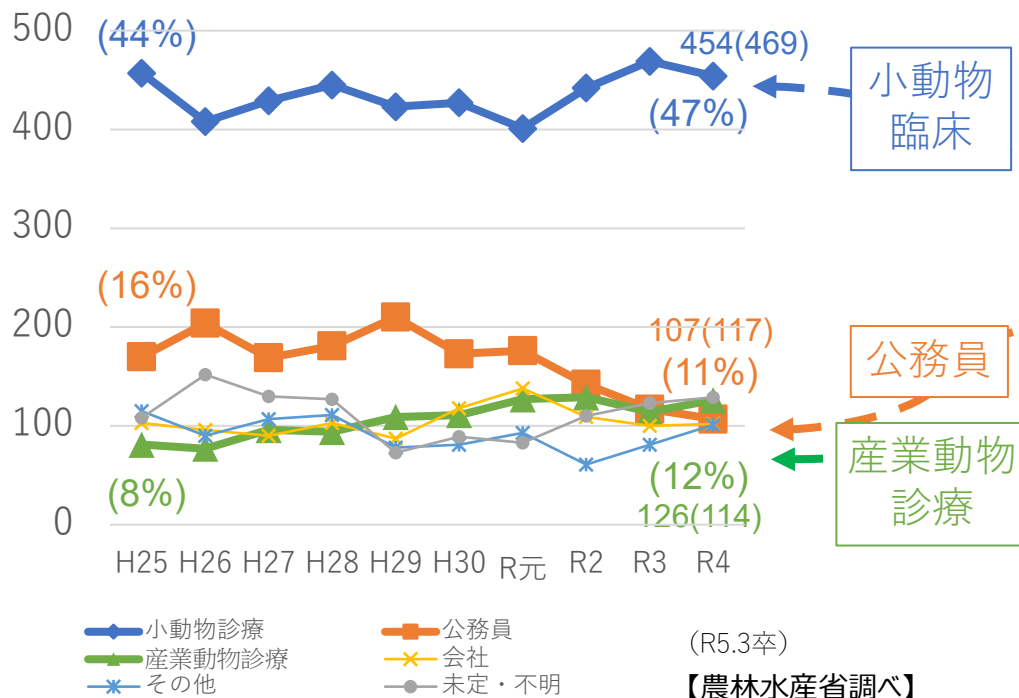
⑤ その他の分野

大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事

獣医師の推移(就職動向)

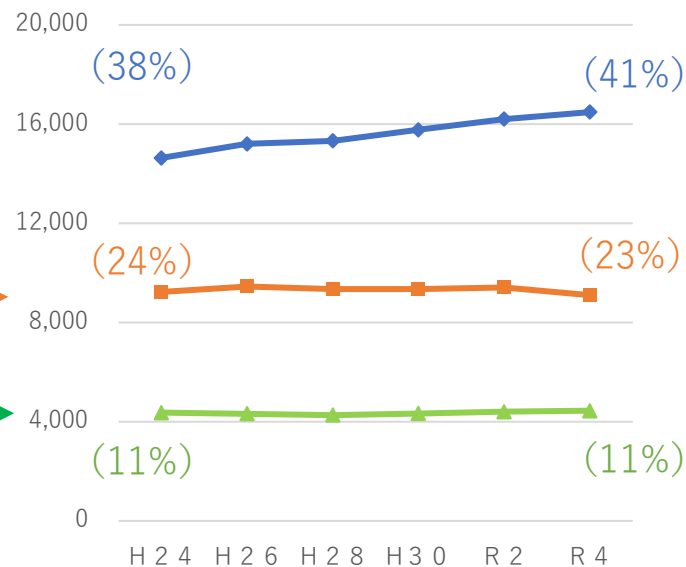
- 犬猫の頭数が減少か横ばいという傾向の中、近年、新卒獣医師は45%程度が小動物診療に就職。一方で近年の小動物診療就業者は40%程度。社会から獣医師に求められる職域と就業の希望先には乖離がある。
- ⇒ 産業動物獣医師を志す獣医学生への修学資金や産業動物分野を知る機会となる臨床実習等の実施を支援する。

○ 獣医大学卒業者の就職状況の推移(人)



注：獣医大学卒業者には獣医師免許未取得者を含む
 注：() 内は各年度の卒業生数に占める割合(%)
 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

○ 分野別獣医師の数 (単位：人)



注：() 内は各年度の獣医師総数に占める割合(%)
 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

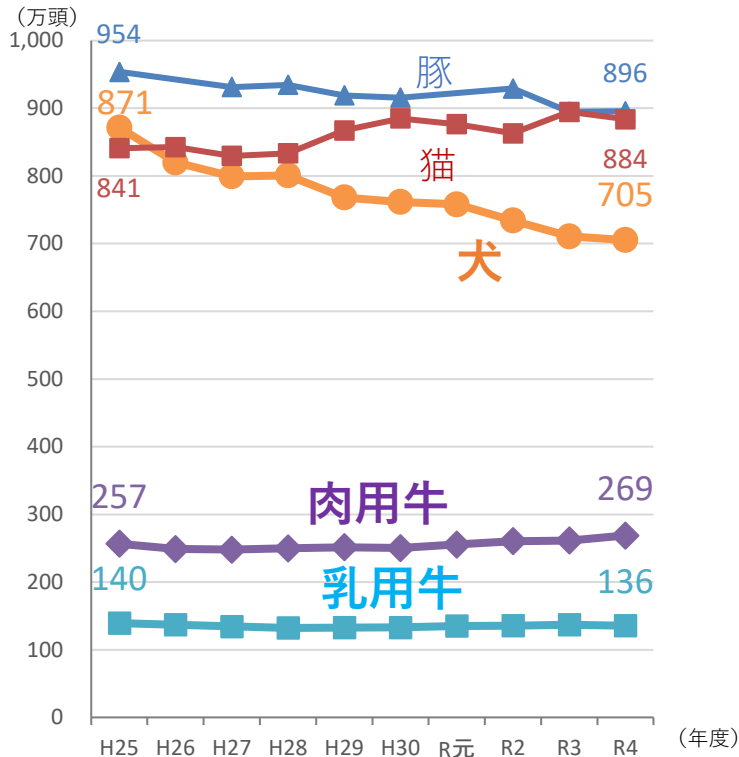
獣医学生等の就業を誘導する支援

- 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生等に修学資金を給付する地域への支援を行う。
- 獣医学生に対する産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等への支援を行う。

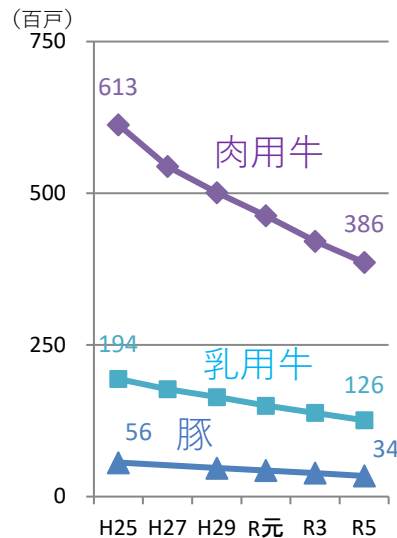
獣医療の対象となる動物や飼養者の状況

- ・ 家畜の頭数は横ばいか微減傾向だが、農家戸数は減少し大規模化が進展。物理的に診療等の効率が低下。一般診療だけでなく衛生管理指導など獣医療へのニーズも変化。
 - ・ 犬猫の頭数は減少傾向か横ばいだが、平均寿命が延長、動物や飼養者の高齢化に伴いニーズが変化。
- ⇒ 家畜の遠隔診療や管理獣医療、高度獣医療に関する研修等を支援。

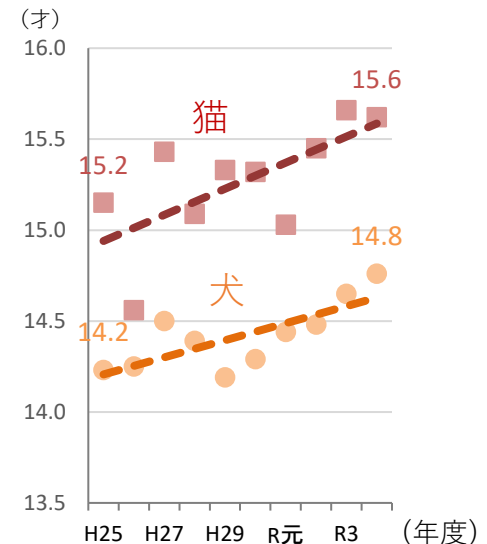
○ 飼育動物の飼養頭数（万頭）



○ 家畜の飼養戸数（百戸）



○ 一般家庭の犬猫の平均寿命（才）



【犬・猫の飼養頭数・平均寿命：ペットフード協会調べ】※令和3年度調査において推計方法を改定（改定した推計方法により平成25年度以降の推計頭数を再計算）

【家畜の飼養頭数・飼育戸数：農林水産省調べ】※各年2月1日。平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため豚に比較できるデータがない。

獣医師の技術向上などへの支援

- 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

- ・ 安全で良質な畜産物を安定供給するため、国が基本方針を策定しつつ、都道府県が具体的な目標を策定するなどし、国・都道府県が連携して社会ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備。

基本方針（農林水産大臣）

公表

（現行基本方針令和2年5月）

- 産業動物獣医師（産業動物臨床獣医師及び都道府県の公務員獣医師）の確保
- 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成
- 愛玩動物看護師との連携 等

国

都道府県計画（都道府県知事）

公表・報告

（43道県：
令和5年12月時点）

基本方針に即して、具体的な目標を策定
（産業動物獣医師の確保に関する数値目標 等）

- ・ 都道府県における獣医療の実態把握
（家畜の飼養状況、産業動物獣医師数 等）
- ・ 生産者のニーズの把握 等

都道府県

国・都道府県が連携し獣医師や生産者等の
ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備

産業動物獣医師の育成・確保等対策

令和6年度概算要求：276百万円、令和5年度予算：240百万円、令和5年度補正予算：28百万円

獣医学生等の就業を誘導する支援

- 1 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生※¹や地域枠入学者※²に修学資金を給付する地域への支援。修学資金は一定期間※³を産業動物獣医師として就業予定先で勤務することを条件とする。

※1 私立学生月額18万円（上限）・国公立学生月額10万円（上限）を給付

※2 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者
地域枠入学者には、大学入学時に納付する費用及び月額18万円（上限）を給付

※3 給付月額が5万円以下の場合は給付期間の5/4の期間（6年の場合7年6か月）、5万円を超え12万円以下の場合は給付期間の3/2の期間（6年の場合9年）、12万円を超える場合は給付期間の5/3の期間（6年の場合10年）

- 2 獣医学生への産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等の実施を支援。

獣医師の技術向上などへの支援

- 1 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 2 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。
- 3 女性獣医師などの職場復帰・再就職・中途採用に向けたリスキリングのための研修及び雇用者などの理解醸成のための講習等を支援（獣医師及び雇用者等対象）。

(参考)家畜の遠隔診療(産業動物獣医療の効率化と技術継承)

- ・ 離島等の地理的要因により、獣医師の頻繁な診療が困難な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化等を原因とし、診療効率の低い地域が発生（獣医師の勤務時間の約3割が移動）。
⇒ 農林水産省では、家畜の遠隔診療に関する考え方の通知の発出やモデル事業の支援を実施。



遠隔診療

農家と獣医師

獣医師と獣医師



遠隔診療の事例

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/vetkakuho.html#enkaku>

事例1：獣医師及び畜産農家間の事例

- 1 獣医師が農家に**事前研修**：実学（ポータブルエコーや電子聴診器の利用方法）、座学（感染症学や繁殖学）等
- 2 ① 農家が呼吸音や牛の様子を**動画**を獣医師に送付。
⇒ 肺炎の早期発見・**早期治療**。他の牛への**まん延も防止**。
- 2 ② 農家が卵巣を撮影し、スマホで獣医師に送付。
⇒ 受精卵移植適期のみ往診。受精卵廃棄防止や**往診回数減**。

事例2：獣医師間（V to V事例（V:獣医師（veterinarian））

- 事前研修済の農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師が**グループSNS**で獣医系大学教官らベテラン獣医師と同時共有・相談
⇒ 農家は早期の**応急措置**が可能。心理的不安が解消。
⇒ 獣医師の**若手育成**、**組織的な知見集約**、ベテラン獣医師の業務効率化・ノウハウ伝承。

事例動画：

離島の農場と獣医師を結ぶ
遠隔診療

～西表島・石垣島・沖縄本島～

<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>

獣医師と牧場の距離を克服

～くろべ牧場まきばの風 遠隔診療～

https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU



各種の方針より

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、（中略）場所を選ばない迅速な診断を可能とする**遠隔診療を推進**する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（本部長：総理）決定）より抜粋

家畜診療所等における産業動物獣医師の確保や、**遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供**、データに基づく農場指導等による飼養衛生管理水準の向上

獣医療広告制限の見直し

- ・ 獣医療広告については、飼育者等を誇大な広告等から保護するために規制を行っている。
 - ・ 近年、獣医師の専門化が急速に進み、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化している。
- ⇒ 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和4年度から5年度にかけて獣医療広告制限の見直しを行った(令和6年4月に施行)。



これまで

獣医師 に関すること	○ 専門科名、学位又は称号 ○ 診療機器、大臣指定診療施設 ○ 家畜防疫員、農業共済獣医師、 衛指協指定獣医師 × 獣医師の専門性、履歴
診療内容 に関すること	○ 家畜体内の受精卵の採取、 犬猫の避妊去勢手術、ワクチン接種、 フィラリア症の予防、健康診断 × 高度な診療行為、ノミ・ダニ駆除、 マイクロチップ装着 × 費用広告、誇大広告、比較広告
WEB情報	バナー広告等を除き、広告制限の 対象外との基本的考え方

これから（令和6年4月～）

追加 正確かつ適切な情報提供の努力義務

○ 専門科名、学位又は称号 ○ 診療機器、大臣指定診療施設 ○ 家畜防疫員、農業共済獣医師、自衛防疫指定獣医師 ○ 獣医師の役職履歴、専門性(大臣指定団体による)
○ 診療行為全般(愛玩動物看護師がいることも可) × 通常必要となる診療内容や費用の情報、診療の リスクや副作用に関する解説、問合せ先の併記がない 診療広告 × 誇大広告、比較広告
追加 広告制限の対象となりうるとの基本的考え方 追加 獣医療安全対策としてウェブサイトでの情報提供に ついてガイドラインで一定の管理